

# 第14回 いちょうの会総会



令和6年5月

和光市立第三中学校 いちょうの会

# 令和5年度 活動報告

事務局	月/日	活動内容
	3/27	和光市PTA・保護者会連合会理事会
	4/6	いちよの会事務局会議
	4/19	いちよの会事務局会議
	5/10	総会(書面決議)
	5/19	いちよの会会費集金 集計作業 及び新旧役員引継ぎ 和光市PTA・保護者会連合会 令和5年度総会
	5/27	体育祭 受付・来賓の案内等
	5/30	和光市PTA・保護者会連合会定期総会
	6/15	いちよの会事務局会議
	7/14	一斉パトロール(不参加 各自周辺の見回りに代える)
	7/22	環境整備(除草作業)
	10/11	いちよの会事務局会議
	10/21	学校公開受付 及び 制服リユース(3年生向け)
	11/1	合唱コンクール(受付・駐輪場整備・誘導等)
	11/30	小中学校給食費検討委員会(第1回)
	12/12	和光市PTA・保護者会連合会理事会
	12/13	いちよの会事務局会議
	12/14	小中学校給食費検討委員会(第2回)
	1/24	いちよの会事務局会議 小中学校給食費検討委員会(第3回)
	3/6	いちよの会事務局会議 環境整備(除草作業は雨天により中止、役員のみで花壇の整備)
	3/13	和光市PTA・保護者会連合会理事会
	3/15	卒業式参列
	3/18	いちよの会事務局会議
	4/8	令和6年度入学式(受付、誘導) 及び 新1年生役員選出
	4/15	新3年生役員選出
	4/19	新2年生役員選出

校外委員	月/日	活動内容
防犯ネット	5/30	総会(会長・担当者出席)
	9/12	校区間連絡会議
	2/15	校区間連絡会議
青少年育成推進員	6/14	和光市青少年育成推進員委嘱式及び定例会①
	8/19	夏季スポーツ大会担当
	9/6	定例会③
	10/11	定例会④及び防犯に関する講習
	11/15	定例会⑤
	12/6	定例会⑥及び救命救急講習
	1/17	定例会⑦及び図書館との交流会
	2/21	定例会⑧
心の教育推進委員	10/27	定例会
	11/12	市民祭りにてピラ配り
手をつなぐ親の会	10/9	会費集金・振込
	12/8	定例会

# 令和5年度 いちよりの会 会計決算書

収入額 1,087,365 円  
 支出額 907,678 円  
 差引残額 179,687 円 [次年度へ繰越]

## 収入の部

(単位 円)

科目	本年度予算額	実績	備考
1 会費	874,200	861,400	¥1,800×463世帯、¥1,000×教職員28名
2 雑収入	0	7	普通預金利息
3 繰越金	222,943	225,958	前年度より
合計	1,097,143	1,087,365	

## 支出の部

科目	本年度予算額	実績	備考
1 運営費	120,000	32,910	保険加入費 ￥ 25,930 防犯ネット協力費 ￥ 5,000 振込手数料 ￥ 1,980
2 消耗品費	55,000	51,490	ストラップ代、印刷代等
3 教育支援費	650,000	702,590	卒業記念品代、花代 ￥288,740 学校協力費(テント2張) ￥413,850
4 環境整備費	135,000	20,688	除草作業費、植栽用花代等
5 周年事業積立金	100,000	100,000	50周年事業に向けた積立(2016～)
6 予備費	37,143		
合計	1,097,143	907,678	

上記の通り、報告を致します。

令和6年4月11日

監査の結果、適正に処理され上記の通り相違ないことを認めます。

令和6年4月15日

# 令和6年度 活動計画(案)

## 事務局

- ・総会、運営会議の開催・運営
- ・いちょうの会の活動全般を円滑に進めるための調整
- ・体育祭、合唱コンクール、学校公開等の行事手伝い
- ・ボランティア(環境整備)の周知と取りまとめ
- ・制服リユース活動

## 校外担当

以下について、校外担当全体で分担して活動を予定

- ・防犯ネット
- ・青少年育成推進員
- ・手をつなぐ親の会
- ・心の教育推進員
- ・交通安全母の会

## ボランティア活動(全会員対象)

- ・校庭の除草作業を中心とした環境整備

【第1回】 5月15日(水) 9:30~10:30 ※雨天予備日 5月22日(水)

体育館前集合

持ち物:水筒、軍手、鎌等(持っている方)

第1回は運動会の前に行います。広い校庭ですので、多くの方にご参加いただき力を合わせて短時間できれいにしましょう。雨天の順延、中止の際はさくら連絡網での連絡を予定しております。

また、この日は会費集金日となっておりますので、スムーズな集金にご協力ください。

【第2回】 9月7日(土) 7:30~8:30 ※雨天予備日 9月14日(土)

【第3回】 3月5日(水) 9:30~10:30 ※雨天予備日 3月12日(水)

## 令和6年度 いちちょうの会 予算(案)

### 収入の部

(単位 円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	備考
1 会費	722,500	874,200	¥1,500×463世帯、¥1,000×教職員28名 R5年度の人数を参照し算出
2 雑収入	0	0	
3 繰越金	179,687	222,943	前年度より
合計	902,187	1,097,143	

### 支出の部

科目	本年度予算額	前年度予算額	備考
1 運営費	50,000	120,000	保険加入費、防犯ネット協力費、振込手数料、慶弔費
2 消耗品費	60,000	55,000	ストラップ代、印刷代等
3 教育支援費	580,000	580,000	卒業記念費、学校協力費等
4 環境整備費	50,000	155,000	除草作業費、植栽用花代等
5 周年事業積立金	100,000	100,000	50周年事業に向けた積立(2016～)
6 予備費	62,187	186,654	
合計	902,187	1,196,654	

上記の通り提案します。

# 「いちょうの会」会則

## 第1章 総則

### 第1条 名称

この会は和光市立第三中学校「いちょうの会」とよぶ。

### 第2条 目的

この会は会員である保護者・教職員が互いに協力し、家庭・学校・社会における生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

### 第3条 方針

この会は前条の目的を達成するための団体であり、次の方針に従って活動する。

- (1) この会の運営は会員一人ひとりの意見を尊重した運営を心がける。
- (2) この会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配や干渉も受けない。
- (3) この会の名において、いかなる政治活動、宗教活動、営利活動をしてはならない。
- (4) この会は学校の管理、運営、人事に干渉しない。

### 第4条 活動

この会は第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 生徒の教育環境、生活環境の整備・充実を図る。
- (2) 会員相互の連携と親睦を図り、社会的かつ教育的な視野を広げ互いの教養を深める。

### 第5条 会則改定

この会の会則を改定する場合は総会において出席者の1/2以上の賛成を必要とする。

## 第2章 会員

### 第6条 資格

この会の会員は和光市立第三中学校生徒の保護者、教職員とする。

### 第7条 権利および義務

- (1) 会員は会費を納入し、この会の活動に協力すること。
- (2) 会員は個人の自由意思に基づいて発言することができる。
- (3) この会の活動において得た個人情報に関しては、この会の活動以外には使用しない。  
また、翌年度5月末日を以てデータを消去する。

## 第3章 機関

### 第8条 機関構成

この会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営会議
- (3) 事務局
- (4) 校外委員

## 第9条 総会

- (1) 総会は全会員で構成する。
- (2) 総会はこの会の最高決議機関である。
- (3) 総会は原則として年1回定期総会として開催する。但し運営会議で必要と決めた時あるいは全会員の1/5以上の要請があった時は臨時総会を開くことができる。
- (4) 総会は全会員の1/2以上の出席をもって成立する。但し委任状を含むものとする。
- (5) 議決については出席者の過半数以上の賛成を必要とする。
- (6) 総会は次の事項について審議議決を行う。
  - ① 前年度における活動報告および決算報告について
  - ② 新年度における活動および予算について
  - ③ その他運営会議で必要と認められた事項

## 第10条 運営会議

- (1) 運営会議は事務局、教職員代表で構成する。
- (2) 運営会議は構成員2/3以上の出席をもって成立する。
- (3) 議決については出席者の過半数以上の賛成を必要とする。
- (4) 運営会議は每学期1回を原則とし、必要に応じ臨時で開くことができる。
- (5) 運営会議は次の事項について審議議決を行う。
  - ① 事務局および校外委員の活動報告について
  - ② 事務局および校外委員より出された議案について
  - ③ その他運営会議で必要と認めた事項
- (6) 会員は運営会議を傍聴し、意見を述べる事ができる。但し議決権はない。

## 第11条 事務局

- (1) 事務局は、会長1名、副会長2名、会計、書記、校外代表、制服担当で構成する。
- (2) 事務局は次の活動を行う。
  - ① 総会および運営会議の開催日の調整を図り招集する。
  - ② 総会および運営会議の審議内容を確認する。
  - ③ 総会および運営会議に関する資料を作成する。
  - ④ この会の会計業務を行う。
  - ⑤ その他、事務局にて必要と判断した活動を行う。

## 第12条 校外委員

- (1) 校外委員の任期については1年とする。但し再任を妨げない。欠員が生じた場合は、再度会員の中から推薦・決定をする。

## 第4章 会計および会計監査

### 第13条 会計

- (1) 会費はいちよりの会の定めた額とする。会費は1世帯あたり月額125円とする。
- (2) この会の活動に要する費用は会費によって賄う。
- (3) 転入の場合は在籍月より会費を徴収し、転出の場合は在籍月の翌月以降の会費を申請によって返納する。
- (4) この会の会計年度は4月1日より翌年3月31日とする。但し、4月1日から総会までは前年度の実績を基に暫定予算を設けることができる。
- (5) 運営会議にてこの会の活動計画を基に予算案を作成し、総会の承認を得る。

### 第14条 会計監査

- (1) この会は会計監査を置き、この会の会計監査が行う。
- (2) 会計監査はその年度の会計を監査し、その内容を総会にて報告する。

## 第5章 慶弔規定

### 第15条 慶弔規定

この会は下記に該当する場合には慶弔金を送る。

- (1) 本校の生徒が死亡した時 5千円
- (2) 学校教職員が死亡した時 5千円
- (3) 本会の会員が死亡した時 5千円

その他、必要と認めた場合運営会議に諮って決定する。

## 第6章 附則

- (1) 会費は、徴収日在籍世帯から徴収する。
- (2) 本会則は、平成23年4月1日より施行する。  
平成25年5月9日一部改正する。  
平成26年3月4日一部改正する。  
平成27年5月15日一部改正する。  
平成28年5月20日一部改正する。  
平成29年5月16日一部改正する。  
令和元年5月14日一部改正する。  
令和6年5月7日一部改正する。



< いちょうの会 組織図 >

